

(写)

兼発第 295 号
昭和 21 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生省 稽務局長

医療用配合剤医薬品再評価に廻し、資料
提出を必要とする兼効群等の範囲につい
て一その又（通知）

医薬品再評価の実施については、昭和 46 年 12 月 16 日
兼発第 1129 号をもって通知したところであるが、同通知
に基づき下記に該当する品目について、その資料を昭和 21
年 6 月 30 日までに提出するよう貴管下関係各業者に周知歎
底方よろしくお願ひする。

記

現に兼届基準に収載されている配合剤医薬品のうち以下の
もの。

- 1) 抗菌製剤、但し、外用剤を除く。
- 2) 輸液剤
- 3) 総合アミノ酸製剤

(2) 電解質液剤

3 外皮用剤

(i) 抗生物質を2種以上含有するもの

(ii) 抗生物質と副腎皮質ホルモンを併せ含有するもの

4 解熱鎮痛剤

但し、サリチル酸、ピラゾロン、フェナセチン系またはエテンザミドを含有するもの及び副腎皮質ホルモンを併せ含有するアスピリンまたはアスピリンアルミニウム剤を除く。